

家きん経営災害緊急支援対策事業に係る非常用電源の貸付契約書（例）

令和●●年●●月●●日

家きん経営災害緊急支援対策事業（以下「事業」という。）により整備した非常用電源の効率的な利用と管理を図るため、●●●●●●●●（生産者集団等の名称）代表●●●●●●（以下「甲」という。）と●●●●養鶏株式会社代表取締役社長●●●●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり契約する。

（非常用電源の貸出）

第1条 甲は、この事業により導入した非常用電源を乙に別紙貸付料にて貸付するものとする。

（非常用電源の保管及び維持・管理）

第2条 乙は、貸出を受けた非常用電源の保管及び維持・管理を請け負うものとし、保管及び維持・管理に要する経費は乙の負担とするものとする。

なお、乙は甲の定める非常用電源の管理利用規程にしたがって、非常用電源を適正に管理するものとする。

（貸付期間）

第3条 甲が乙に貸付する期間は、令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日までとする。

なお、貸付期間が終了したときは、その後の措置について、甲乙協議の上決定するものとする。

（非常用電源の使用）

第4条 乙は、原則として当該非常用電源を優先的に使用できるものとするが、甲は乙が非常用電源を使用するに当たり、その使用が事業の趣旨に添ったものとなるよう指導するものとする。

（非常用電源の公租公課）

第5条 乙は、非常用電源にかかる固定資産税を納付するものとする。

（瑕疵）

第6条 乙は、貸出を受けた非常用電源について、貸出後12ヶ月以内に瑕疵を確認した場合は、直ちに甲に報告し、非常用電源が完全な状態で作動するようその対処を求めるものとする。

（機器等の毀損）

第7条 乙は、非常用電源が貸付期間中に毀損した場合は、直ちに甲に報告し、その処置について指示を受けるものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲に対し、非常用電源を整備した年度の翌年度から起算して5年間、非常用電源の管理利用状況を報告するものとする。

(契約の有効期間)

第9条 この契約書の有効期間は、契約の日から本契約書第2条で定めた保管及び維持・管理の期間満了の日までとする。

(契約の履行)

第10条 乙は、この契約書各条項を遵守するとともに、やむを得ない理由により契約の履行が困難になった場合は、ただちに、甲と協議するものとする。

(その他)

第11条 この契約書に記載されていない事項については、甲乙協議の上、誠意を持って処置するものとする。

この契約書締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

甲：生産者団体等名 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●  
代表者氏名 ●● ●● ⑩  
所在地 ●●県●●市●●●●—●

乙：経営体名 ●●養鶏株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 ●● ●● ⑩  
所在地 ●●県●●市●●●●—●